

令和7年度鳥取県難病フォーラム

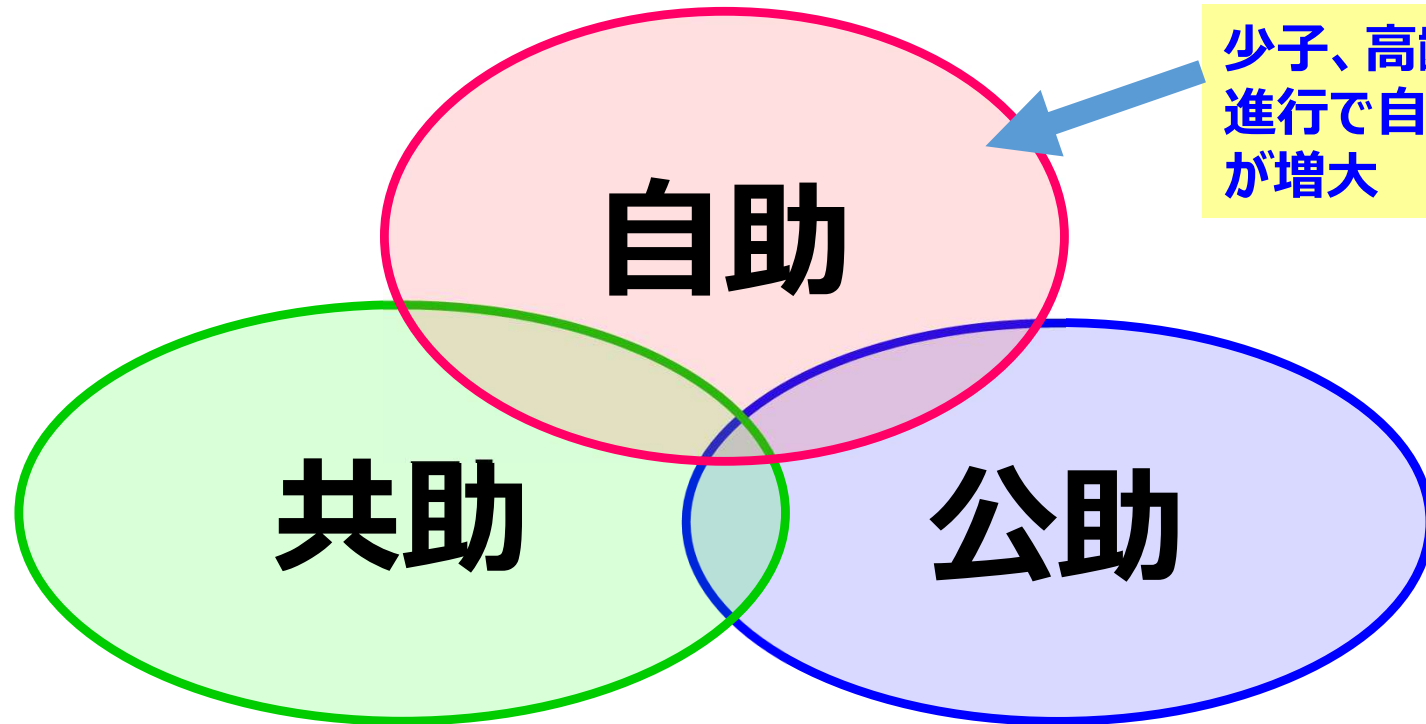
鳥取県における災害医療体制について

令和7年10月11日（土）

鳥取県福祉保健部健康医療局健康政策課

防災対策の基本

一人ひとりが自分で自分を守る＜個人、家庭＞



少子、高齢化、過疎化の
進行で自助が困難な者
が増大

地域でお互いに助け合う
＜自主防災組織、地域団体、
学校等＞

行政が対応する
＜県・市町村、関係機関＞

自助及び共助、それを支える公助による対応

災害対策基本法における市町村・県の責務、権限

市町村...基礎自治体として、災害対応の第一義的責任者

- | | |
|-----------|---|
| 責務 | 市町村の地域、住民の生命・身体・財産を災害から保護
応急措置(消防、水防、救助、防御・拡大防止措置)の実施 |
| 権限 | 事前措置の指示(第59条)災害を拡大させるおそれがある物件等の除去等を指示
避難の指示等(第60条)地域の居住者等に対し、避難のための立退きを指示
警戒区域の設定(第63条)警戒区域を設定し立入を制限・禁止、退去命令
物的応急公用負担(第64条)土地・建物等の一時使用、土石・竹木等物件の使用・収用
、応急措置の支障となる工作物・物件の除去等
人的応急公用負担(第65条)住民・現場にいる者の応急措置への従事 |

都道府県...広域自治体として、市町村を支援

- | | |
|-----------|---|
| 責務 | 市町村・指定地方公共機関の防災業務の実施を支援・総合調整
応急措置の実施、市町村が行う応急措置の支援 |
| 権限 | 従事命令等(第71条)医療従事者等への従事命令、住民への協力命令など
市町村長への指示(第72条)市町村長への応急措置の実施・他団体の応援
の指示
市町村長の事務代行 避難指示等を市町村長に代わって実施
(第60条第3項、73条)
市町村長の応援(第68条)市町村の災害応急対策の応援(対応義務) |

災害対策基本法の改正（令和3年5月）

→市町村の個別避難計画の努力義務化

○災害対策基本法の改正（令和3年5月）により、避難行動要支援者（高齢者や障害者など）のために個別避難計画の作成が、市町村の「努力義務」となった。

→難病患者、小児慢性特定疾病児童、医療的ケア児も対象

○「個別避難計画」とは、災害発生時に避難行動要支援者がスムーズに避難できるよう、「どこに避難するか」「誰が避難を支援するか」など、避難に必要な事柄をあらかじめ計画立て、市町村や避難支援者関係者間で共有するもの。計画作成には本人の同意が必要。

○個別避難計画作成の背景には、近年の災害において、多くの高齢者が被害に遭い、障がい者等の避難が適切に行われなかった事例があったため、災害時にこれらの要支援者が避難で遅れることによる犠牲者を減らし、「誰一人取り残さない」防災を実現することを目標としている。

○災害発生時、被害が大きければ大きいほど、行政機関が行う「公助」だけで全ての被災者を迅速に支援することは難しく、その場合においては「自助」、そして「共助」が更に重要となるため、事前に個別避難計画を作成しておくことは有効。

鳥取県の災害医療体制

災害に応じた配備基準と災害対策本部室

＜配備体制＞ ○災害の状況に応じて体制を拡充

体制区分	組 織	主な設置基準等
注意体制	平時の組織 (関係職員対応)	気象注意報（大雨・洪水・高潮・大雪・雷(竜巻の気象情報とセットの場合)）、 水防警報（待機、準備）、 震度 3（県内）
警戒体制 1	平時の組織 (関係職員対応)	気象警報（大雨・洪水・高潮・大雪・暴風又は暴風雪(陸上での最大風速が25m/s以上)）、 水防警報（出動、指示）、 震度 4（県内）
警戒体制 2	災害警戒本部 (本部長： 危機管理局長)	記録的短時間大雨情報、土砂災害警戒情報 台風の暴風域が鳥取県を通過、 震度 5 弱（県内） 、津波注意報
非常体制 1	災害対策本部 ○本部長：知事	特別警報、 震度 5 強～6 弱（県内） 、大津波警報又は津波警報
非常体制 2		震度 6 強以上（県内） ※基本的には全庁・全職員対応 県下全域にわたる風水害、地震災害



【災害対策本部室】

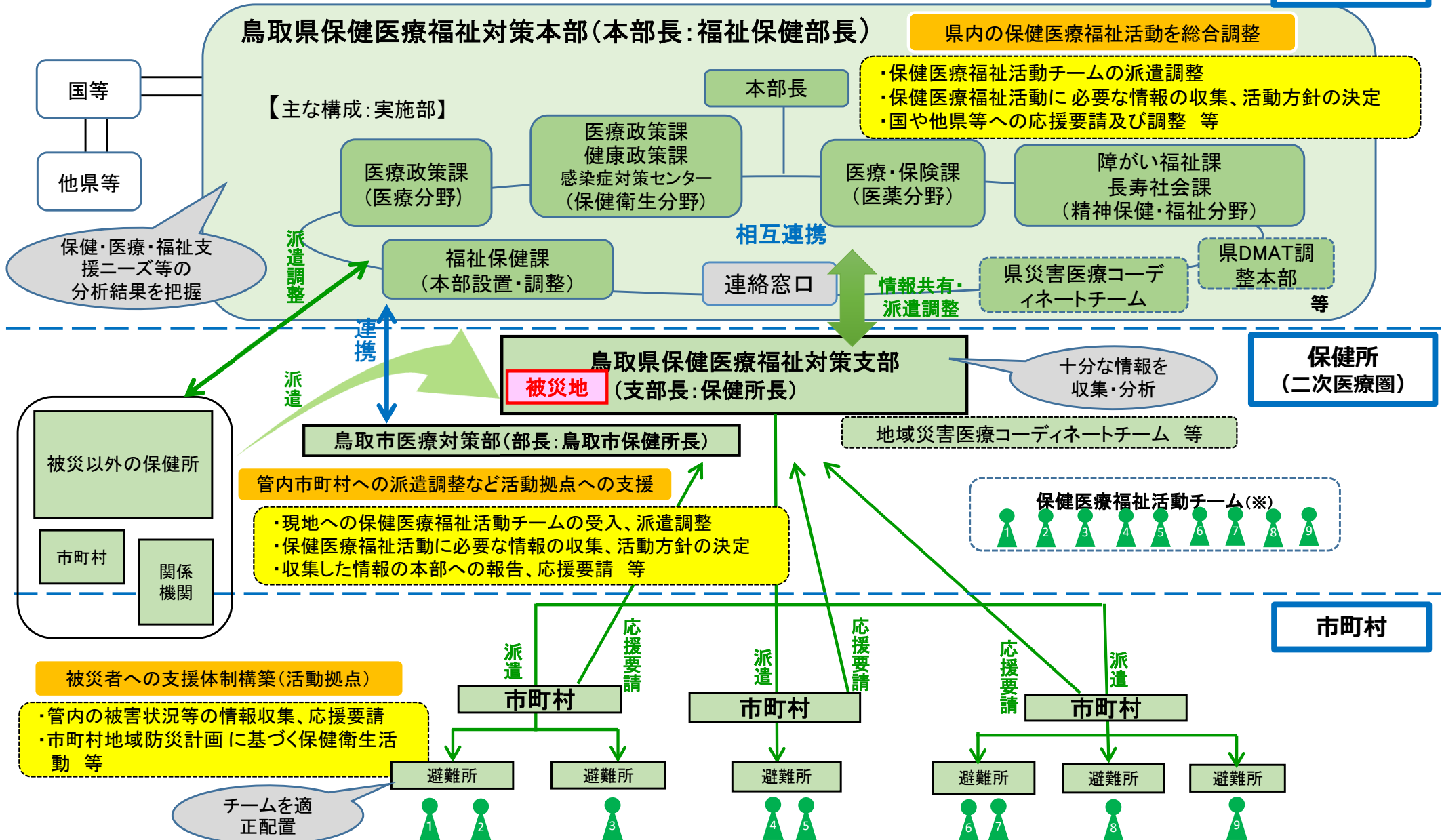
場所：鳥取県庁第2庁舎3階

本県の大規模災害時の保健医療福祉活動の概略図

本部・支部・市町村による縦の連携と、地元関係機関やDMAT等の活動チームとの横の連携をしっかりと構築

支援の三層構造

都道府県



※保健医療福祉活動チーム…DMAT、JMAT、日本赤十字社の救護班、災害支援ナース、DPAT、JRAT、歯科医師チーム、薬剤師チーム、看護師チーム、DHEAT、保健師チーム、管理栄養士チーム、DICT、DWAT 等)

難病患者等への災害時公衆衛生活動

鳥取県災害医療活動指針（抜粋）

(10)災害弱者(在宅要支援者)への対応
市町村が行う、在宅要支援者に対する
安否確認や支援等に対し、必要に応じ
次の事項について協力支援を行う。

- ・障がい者のうち在宅要支援者に対する
安否確認、支援相談
- ・難病患者のうち在宅要支援者、在宅人
工呼吸器装着患者に対する安否確認、
支援相談
- ・その他災害弱者に対する安否確認、支
援相談

鳥取県災害時公衆衛生マニュアル（抜粋）

- 1 専門的治療や医療器機の継続使用（電
源の確保）ができるよう調整する。
- 2 処置・治療に必要な物品を確保する。
- 3 処置を行う場所や処置時のプライバシー
の確保に留意する。
- 4 易感染者には環境を整える。
- 5 医療依存の高い者には、医療管理が受け
られる施設等への移動を勧める。
- 6 歩行不安定者には、機能低下をきたさな
いよう配慮しつつ、ADLに配慮した避難
場所、生活スペースを確保する。
- 7 周囲に病名等が知られないようプライバ
シーの確保に留意する。

指針やマニュアルを定め、見直しを行いながら災害時の公衆衛生活動を行います。

防災の備え（鳥取県難病療養の手引き）

【県ホームページに掲載】



【P19】

Ⅶ 災害時の備え

いざという時に落ち着いて対応できるように、災害時の対応方法について、日頃から家族、知人、支援者と一緒にご自身にあった備えを確認しておくことが大切です。

鳥取県 危機管理ポータルサイト で検索



1 身の周りの危険を知り、防災情報の入手方法を確認しておきましょう。

防災マップ等で自宅、学校、職場周辺など、身の回りでどんな災害が想定されるか、確認しておきましょう。防災情報については、テレビやラジオ、インターネットなどから自主的に情報収集しましょう。

2 非常時持ち出し品と備蓄品の準備をしておきましょう。

薬や水・食糧（栄養剤や医療食を含む）などは、災害発生から3～7日間分の生活ができるよう備えておくことが勧められています。特に中断することのできない治療薬は、普段から主治医と確認をし、準備をしておきましょう。また、避難先で初めて受診する医療機関や避難所等に開設する救護所でお薬を処方してもらう可能性もあります。お薬手帳も常備するようにしておきましょう。

3 避難先、避難方法の確認をしておきましょう。

避難先を確認し、誰とどのように避難するのか確認しておきましょう。

※福祉避難所：要配慮者のうち、一般の避難所での生活が困難であり、特別な配慮を必要とする方のための避難所です。福祉避難所は、災害発生時に必要に応じて開設される「二次的避難所」の場合があります。福祉避難所の開設、避難方法については、お住まいの市町村へご確認ください。

4 療養の特徴に応じた準備をしておきましょう。

医療機器（人工呼吸器・吸引器・在宅酸素）等を使用している場合は、停電や故障時の対応について確認しておきましょう。

（1）医療機器に付随する物品の確保（※下記は、在宅人工呼吸器使用の場合の一例です。）

- ☐ 人工呼吸器（内部バッテリー搭載）
- ☐ 外部バッテリー（常にフル充電にしておきましょう）
- ☐ 手動式蘇生バッグ（アンビューバッグ）
- ☐ 携帯用吸引器
- ☐ 排泄（オムツ）
- ☐ 栄養（嚥下補助食品、栄養剤、注入セット など）
- ☐ 意思伝達装置（文字盤 など）
- ☐ 災害時連絡リスト
- ☐ 衛生材料（気管カニューレ、人工鼻、吸引チューブ、グローブ、注射器、ガーゼ、アルコール綿、蒸留水など）

（2）予備電源の確保

予備電源の種類には、①自家発電機 ②蓄電器 ③カーインバーター（車のシガーソケットから家庭用コンセントに変えて、外部バッテリーを充電できる）などがあります。

購入補助がある場合がありますので、購入を検討される際には、各市町村へお問い合わせください。

5 市町村が実施する避難行動要支援者名簿への登録を検討しましょう。

避難行動要支援者（災害時に自力で避難が難しい方）が、地域の中で避難の支援が受けられるようにするための登録制度です。登録後は、個別避難計画作成の支援や日頃の見守りなどに役立てられます。希望がある方は、市町村役場に相談しましょう。すでに登録されている方は、支援者とともに避難先や避難方法の確認をしておきましょう。

【P20】

<わたしの情報・緊急連絡先>

いざという時のために以下の表に記載し、災害時にはこちらの紙を持ち出すようにしましょう。（災害時個別避難計画のある方は、そちらを活用ください。）

記載日 年 月 日

名前（なまえ）	（ ）		
生年月日	年	月	日（ ）歳
住んでいるところ			
連絡先			
血液型	型/RH - +		

●緊急連絡先①

名前（なまえ）	（ ）		
わたしとの関係	連絡先		
住んでいるところ			

●緊急連絡先②

名前（なまえ）	（ ）		
わたしとの関係	連絡先		
住んでいるところ			

●わたしの状態

心身の状態（病気や障害の状態）			
以前かかったことがある病気	☐ あり	☐ なし	

●かかりつけ医や薬のこと

いつも行っている病院	☐ あり	☐ なし	
病院の名前		受診科	
主治医の名前		連絡先	
いつも飲んでいる薬	☐ あり	☐ なし	

●アレルギーや注意してほしいこと

アレルギー	☐ あり	☐ なし	
そのほか注意してほしいこと			

●知ってほしいこと・助けてほしいこと

知ってほしいこと・助けてほしいこと	
-------------------	--

防災の備え（鳥取県地域防災計画資料編）

医療的ケアを必要とする方のための 災害時にも使える対応ノート 鳥取県

私の名前は

です

災害時に、必要となる情報と支援内容を記載しています

- ・このノートを持っている方は何らかの医療的なケアが必要な方です。
- ・本人や家族が困っている事があれば、お手伝いをお願いします。
- ・サポートブックがある方については、サポートブックにも必要な情報が記載されていますので、このノートと併せてご確認ください。

作成者	(続柄)		
作成日	年	月	日
更新日	年	月	日
	年	月	日
	年	月	日
	避難行動要支援者登録	☐ 有	☐ 無
	サポートブックの作成	☐ 有	☐ 無

～ご家族の方へ～

サポートブックを作成されている場合は、サポートブックに記載されていない部分を記載いただき、サポートブックと併せて保管してください。

★ ふだんから登録・準備しておく役立つもの

名称	内容	問い合わせ先
(各市町村) 避難行動要支援 者名簿への登録	事前登録制。 関係機関（自治会、消防、警察など）に 情報が提供され、避難支援や見守り活動 に活用されます。	(電話)
(各市町村) 災害時個別支援 計画の作成	災害時にどのような避難行動をとるかあ らかじめ確認するためのものです。関係 者と一緒に作成します。地域の方とのつ ながりを考えるきっかけにもなります。	(電話)
医療的ケア児等 医療情報共有シ ステム MEIS	事前登録制。主治医による入力が必要。 医療的ケア児等が救急時や予想外の災 害、事故に遭遇した際に、全国の医師・ 医療機関（特に救急医）等が迅速に必要 な患者情報を共有できるシステムです。 厚生労働省ホームページ https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09309.html	ヘルプデスク：(株) カス タマーリレーションテレマ ーケティング (電話) 0120-523-252
ヘルプマークの 取得	周囲の方に配慮を必要としていることを 知らせ、援助を得やすくします。	(電話)

★ このノートに添付しておくといよいもの

- ☐ 処方箋やお薬手帳のコピー
- ☐ 人工呼吸器設定指示書
- ☐ 経管栄養注入指示書
- ☐ その他指示書 ()
- ☐ 保険証、各種受給者証、障害者手帳の写し
- ☐ 注入時等の姿勢や機器設定の写真
- ☐ お住まいの地域の防災マップ、ハザードマップ

〈検討〉鳥取県地域自立支援協議会 医療的ケアを要する障がい児者支援体制部会
〈作成〉令和4年2月 鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局子ども発達支援課
(令和5年3月一部改訂)